

# 新生活を 家賃補助事業でサポートします

転入世帯  
新婚世帯

転入世帯、新婚世帯に対し、家賃の一部を最大36ヶ月補助します

## 対象となる世帯

- 「**転入世帯**」または「**新婚世帯**」であって、下記の要件をすべて満たす方です
- 3年以上朝日町に居住する意思がある
  - 申請時に賃貸住宅に住所があり、現に居住している
  - 転入世帯の場合は、世帯員が過去に家賃補助奨励金の交付を受けていない
  - 公共事業の施工に伴う補償等により賃貸住宅に入居したものでない
  - 町税に滞納がない
  - 世帯全員が暴力団員等でない
  - 単身世帯ではない

### 転入世帯とは

転入日から入居日までの期間が1年以内で、転入前の住所が1年以上町外にある方が含まれる世帯

### 新婚世帯とは

婚姻の届出日と入居日の期間が1年以内の世帯

## 対象となる住宅

- 民間賃貸住宅
- 空家バンク登録住宅

## 補助金の額

- 月 額
- 家賃の2分の1の額  
※賃貸住宅に応じて次の額を上限とします
- |           |         |
|-----------|---------|
| 民間賃貸住宅    | 10,000円 |
| 空家バンク登録住宅 | 20,000円 |

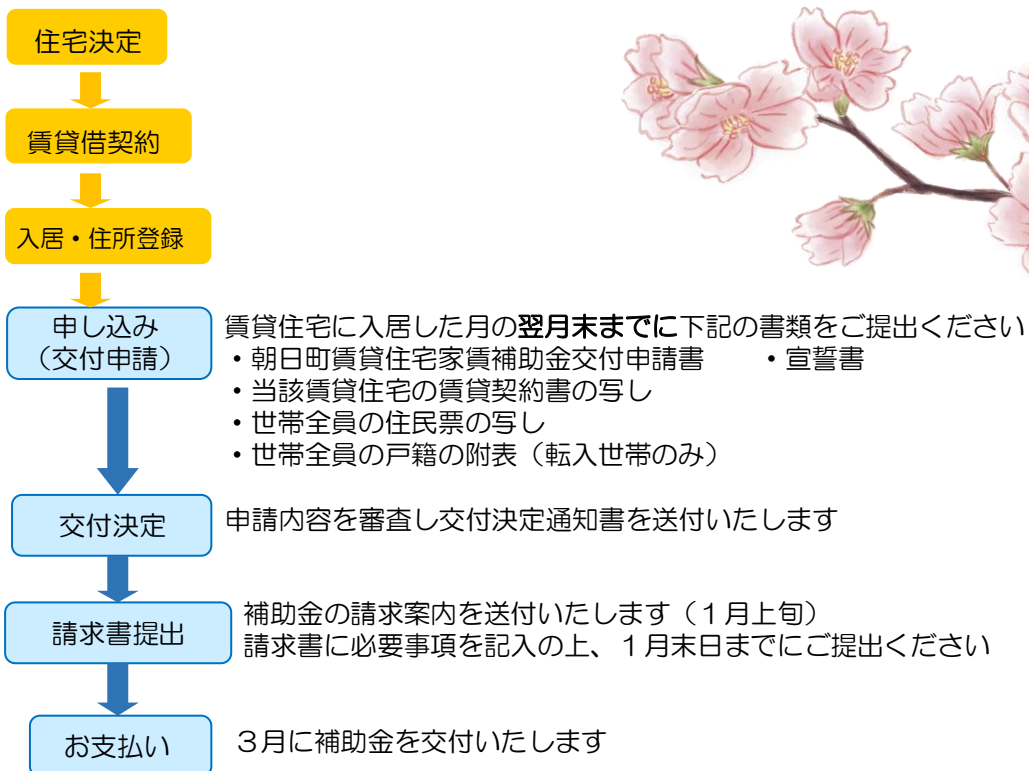
## ○交付期間

交付申請のあった月の翌月から退去した月の前月まで（最大36ヶ月）

## 手続きについて

賃貸住宅に入居した月の翌月末日までに申請が必要です  
補助金のお支払は、1月から12月分の家賃を翌年の3月に交付します  
毎年1月1日を基準日とし、基準日時点で賃貸住宅に住所がない場合は  
前年分の家賃補助は受けられませんのでご注意ください

## 補助手続きの流れ



### ✿ 申請書類等の提出先及びお問い合わせ先

朝日町役場 建設課 業務係 ☎0765-83-1100

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。